

令和7年度地域共生社会推進ワークショップ次第

日 時 令和7年8月26日(火) 13時30分～
場 所 ビッグパレットふくしま3階小会議室

1 開会

2 あいさつ

3 ①行政説明「地域福祉計画について」

②講義「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」

③グループワーク「わがまちの包括的な支援体制」

4 閉会

令和7年度地域共生社会 推進ワークショップ

「いまさら聞けない 包括的な支援体制」

人口減少、単身世帯の増加、繋がりの希薄化
等

2040年に向けて全ての市町村が包括的な
支援体制の整備に取り組むことが望まれてい
ます。

日時：令和7年8月26日（火）

13：30～15：30

場所：ビッグパレットふくしま
3階小会議室

講師：厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

費用：無料

申込：

[https://fukushima.ubinavi-
plus.com/yb/page/ybsurvey.php?
hidreportlist=rpt0000684](https://fukushima.ubinavi-plus.com/yb/page/ybsurvey.php?hidreportlist=rpt0000684)

二次元コードから申込ください



定員：70名（定員に達し次第締切）

締切：令和7年8月18日（月）

問合せ：福島県社会福祉課

024-521-7323

タイムスケジュール

- 13:30～ 開会
- 13:35～ ①行政説明「地域福祉計画について」
福島県 保健福祉部 社会福祉課
- 13:45～ ②講義「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室 支援推進官 野川 すみれ氏
- 14:35～ 休憩（10分間）
- 14:45～ ③グループワーク「わがまちの包括的な支援体制」
- 15:15～ まとめ・発表
- 15:25～ 講評
- 15:30～ 閉会
- 

3 ①行政説明

「地域福祉計画について」

○なぜ地域福祉？

昨今、高齢者や障がい者など支援を必要とする方々をはじめとして、青少年や中年層においても生活不安やストレスが増大しつつあり、自殺やホームレス、家庭内暴力、ひきこもり、身寄りのない高齢者など、福祉ニーズを抱えた方々が増えています。

近年、このほか、障がいのある方への偏見、性による差別、高齢者や子どもの虐待、特定の疾患に対する偏見、外国人の排除など人権問題としての課題が残っています。

①行政説明

「地域福祉計画について」

○なぜ地域福祉？

このような社会状況から、国の社会保障審議会福祉部会の報告（平成14年1月28日一部抜粋）では、

「国民生活の安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという共に生きるまちづくりの精神が育まれ活かされることが必要不可欠である。～中略～

それぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進に努める必要がある。」と報告されています。

①行政説明

「地域福祉計画について」

○地域福祉の推進

また、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられ、目的が定められました。(平成12年改正社会福祉法から抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 **地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者**は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

こうした地域福祉の推進のための**方策**として、地域福祉計画の策定が求められました。

①行政説明

「地域福祉計画について」

○地域福祉計画について

地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

また、平成30年の法改正において、「**包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項**」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

①行政説明

「地域福祉計画について」

まとめ ここで最初に戻ります。

○なぜ地域福祉？

昨今、高齢者や障がい者など支援を必要とする方々をはじめとして、青少年や中年層においても生活不安やストレスが増大しつつあり、自殺やホームレス、家庭内暴力、ひきこもり、身寄りのない高齢者など、福祉ニーズを抱えた方々が増えています。

近年、このほか、障がいのある方への偏見、性による差別、高齢者や子どもの虐待、特定の疾患に対する偏見、外国人の排除など人権問題としての課題が残っています。

地域福祉の推進→地域福祉計画→包括的な支援体制の整備

2025年8月26日（火）【福島県】
令和7年度地域共生社会推進ワークショップ
「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課

地域共生社会推進室 支援推進官

野川 すみれ

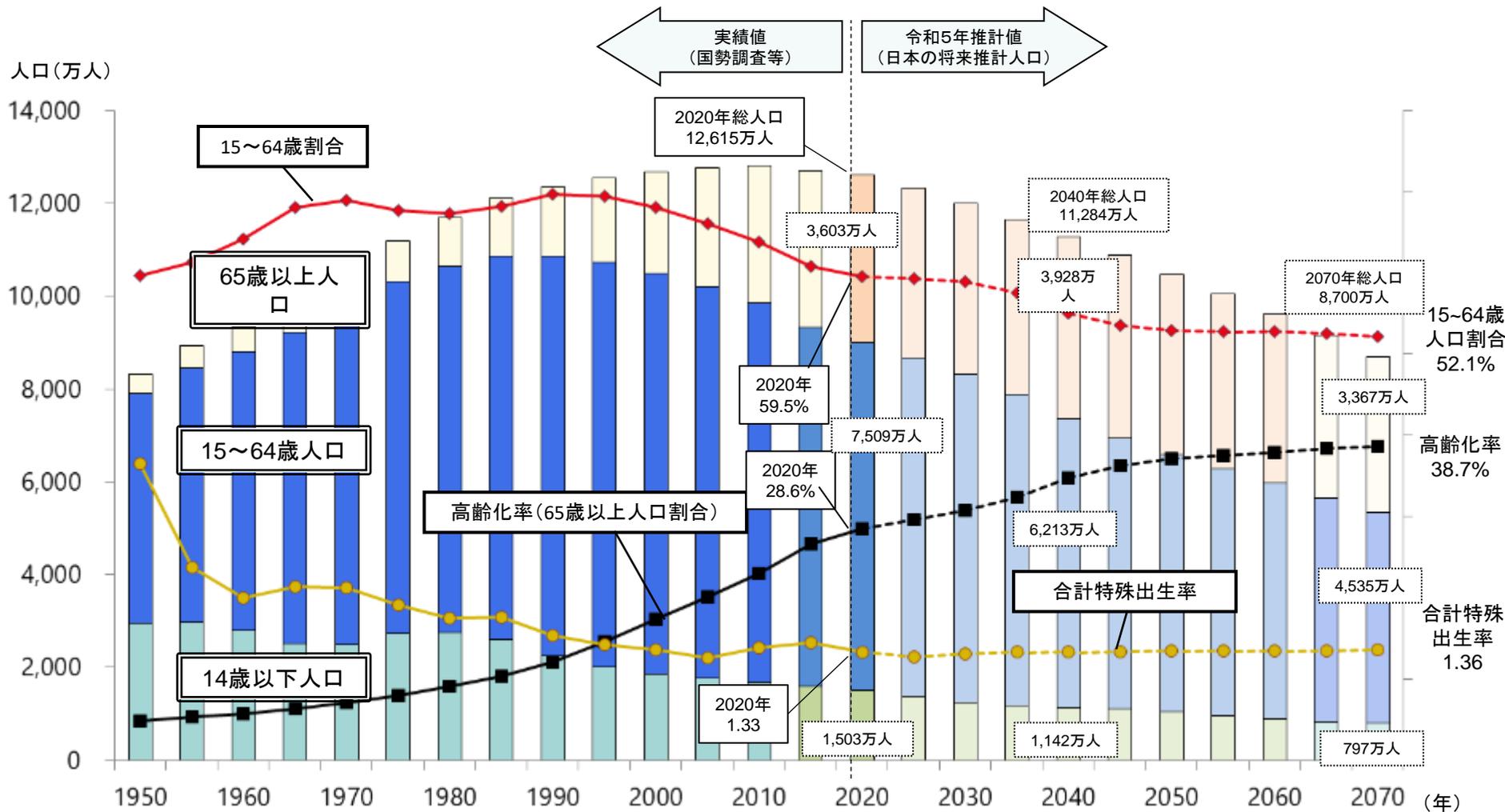
- (1) 今、なぜ地域共生社会が必要か**
- (2) 包括的な支援体制の整備**
- (3) 重層的支援体制整備事業**
- (4) 今後の方向性**

(1) 今、なぜ地域共生社会が必要か



日本の人口の推移

- 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。

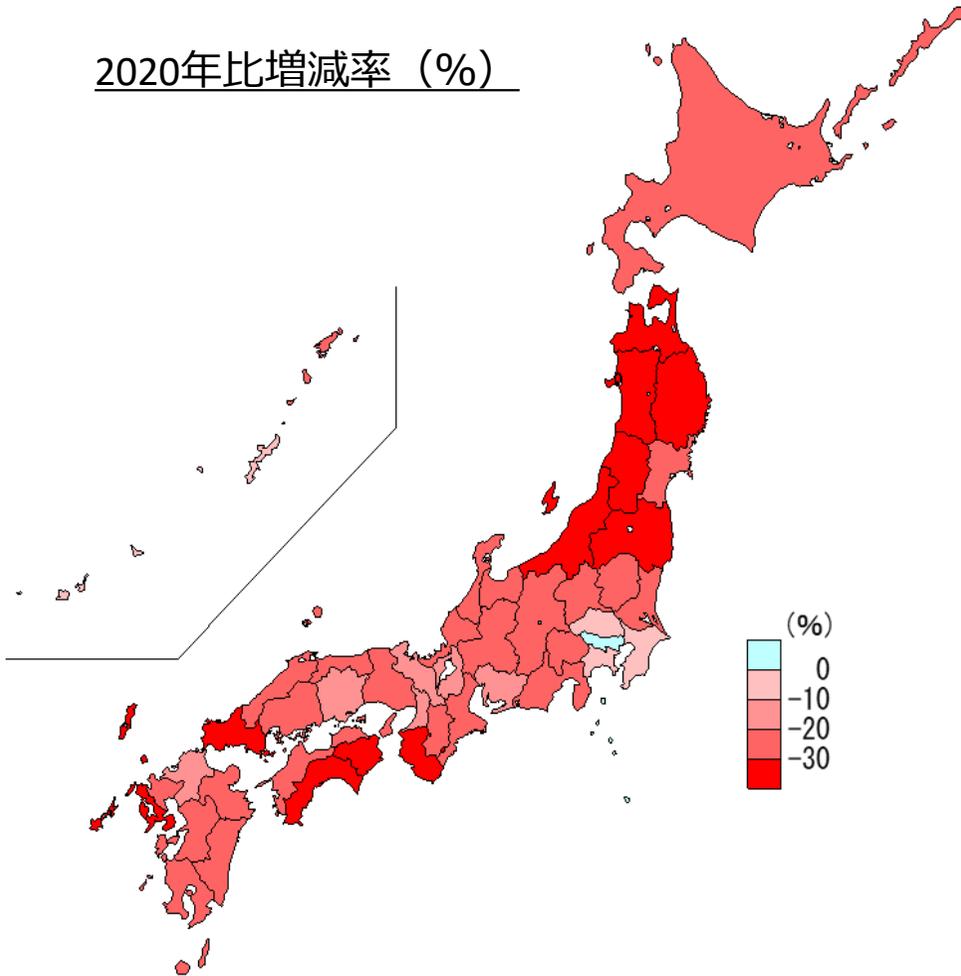


(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「出生中位(死亡中位)推計」

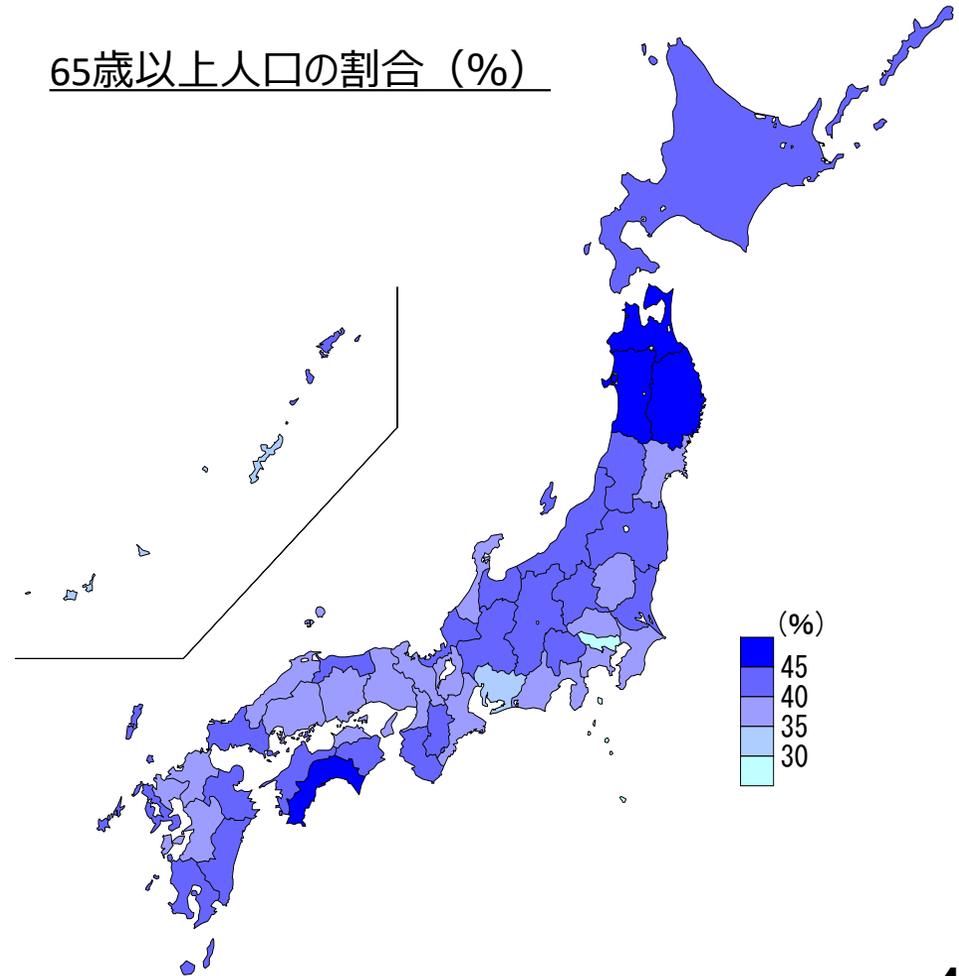
2050年の将来推計人口（都道府県）

- 人口は、2020年比で平均して2割減（東京都のみ増加）
- 高齢化率は、25道県で40%超（秋田県は50%）

2020年比増減率（%）



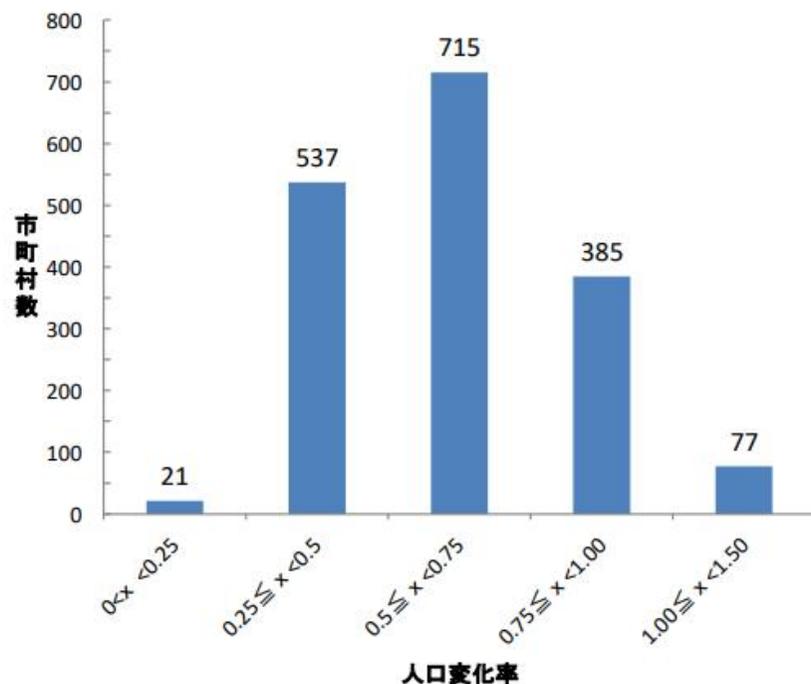
65歳以上人口の割合（%）



人口減少の地域差

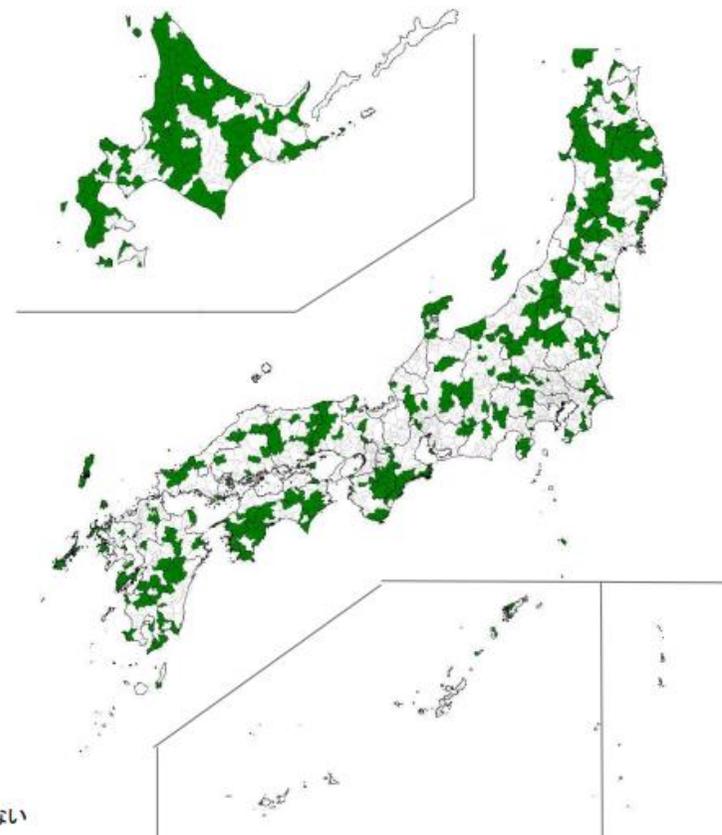
- 市区町村別にみると、**558市町村（全市区町村の約3割）**が人口半数未満になり、そのうち21市町村が25%未満となる。
- 特に、人口が半減する市町村は中山間地域等に多く見られる。

2015年人口に対する2050年人口の変化率別市区町村数



(注) 分析対象には、福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村は入っていない

2050年までに人口半数未満となる市区町村の分布



(備考) 1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等より、国土交通省国土政策局推計
2. 国土数値情報500mメッシュ(4次メッシュ)の中心点が市町村区域の内側に位置するメッシュを当該市町村に属するメッシュとして集計。

地域共生社会の実現に向けて

現状・課題

- 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。
- 加えて、世帯構造が大きく変化し、単身世帯が約4割となり、特に高齢者の単身世帯が今後さらに増加していく。
- さらに、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。

目指すべき社会

- ・生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会
 - ・社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会
- の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

なぜ地域共生社会の実現を目指すのか

社会構造の変化、支援ニーズの複雑化・複合化には、従来型の社会保障だけでは対応できない

これまでの制度、分野の壁を超えていくことが必要

✓ 「縦割り」という関係を超える

- ・ 制度の狭間の問題に対応
- ・ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
- ・ 1 機関、1 個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

✓ 「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・ 一方向から双方向の関係性へ
- ・ 支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

✓ 「世代や分野」を超える

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
(例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業 etc...)

(2) 包括的な支援体制の整備



地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）

- 社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。**（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施



令和2年社会福祉法改正（令和3年4月1日施行）

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための**「重層的支援体制整備事業」を創設**し、その財政支援等を規定
 - <「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめで示された方向性（令和元年12月）>
 - ・ 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、Ⅰ 断らない相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**
 - （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等
- 同改正法の**附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制 (※) の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ①地域住民同士が支え合う機能
- ②支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所 (R7予定))

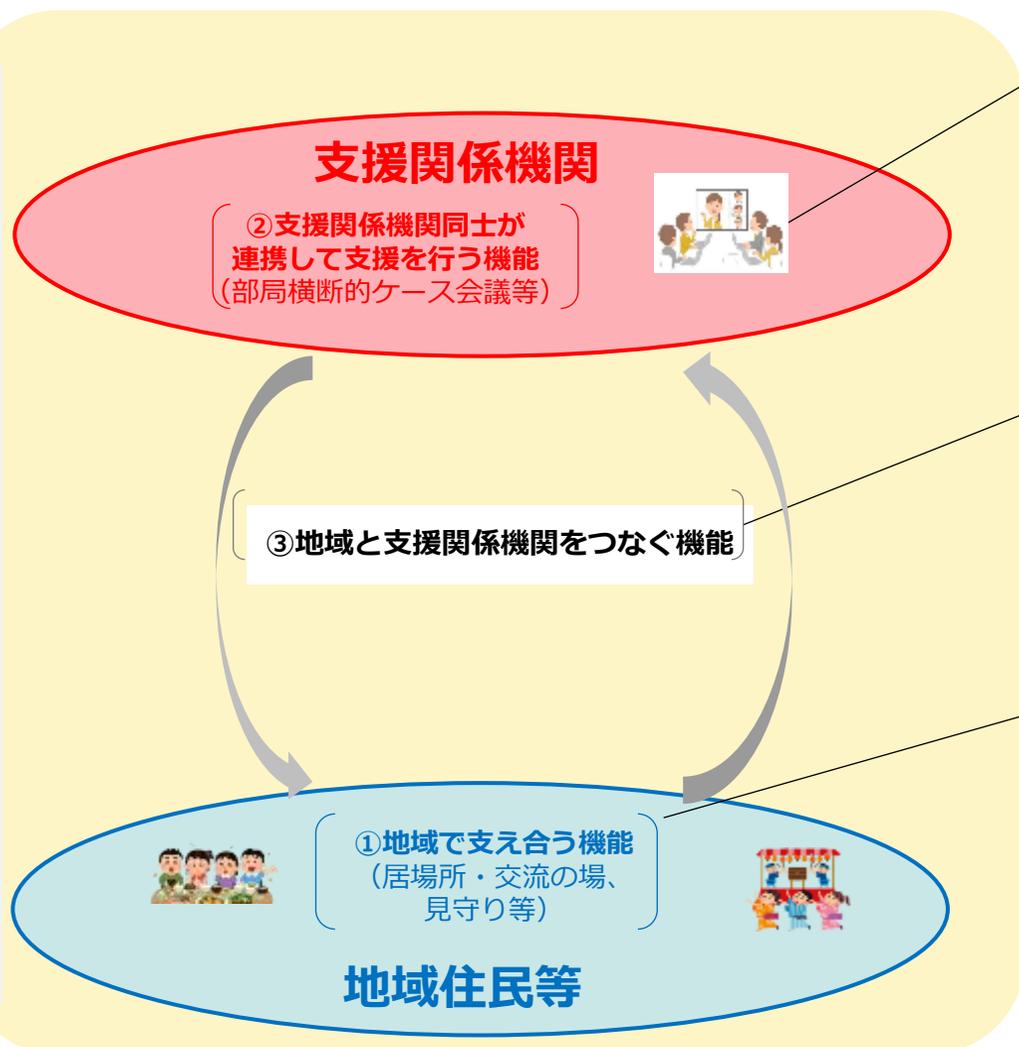
- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

- ① 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② 地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ 地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

《イメージ図》

《現行条文との関係》

これら支援を一体的に行う「包括的な支援体制」



◎ 106条の3第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

（注1）地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項） 支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）
 （注2）包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

地域からの相談

- ・ 60代男性、服装などが不衛生
- ・ 妻は死亡
- ・ 30代の娘がいるはずだが、何年も姿を見たことがない
- ・ ゴミが庭まであふれている
- ・ 言動が粗暴で、近所との関わりを避ける
- ・ 民生委員の訪問を拒否

～包括的支援体制がないと～

⇒うちの窓口の相談対象にならない
窓口まで本人が来てくれたら話を聞く
そもそも地域から相談が入らない

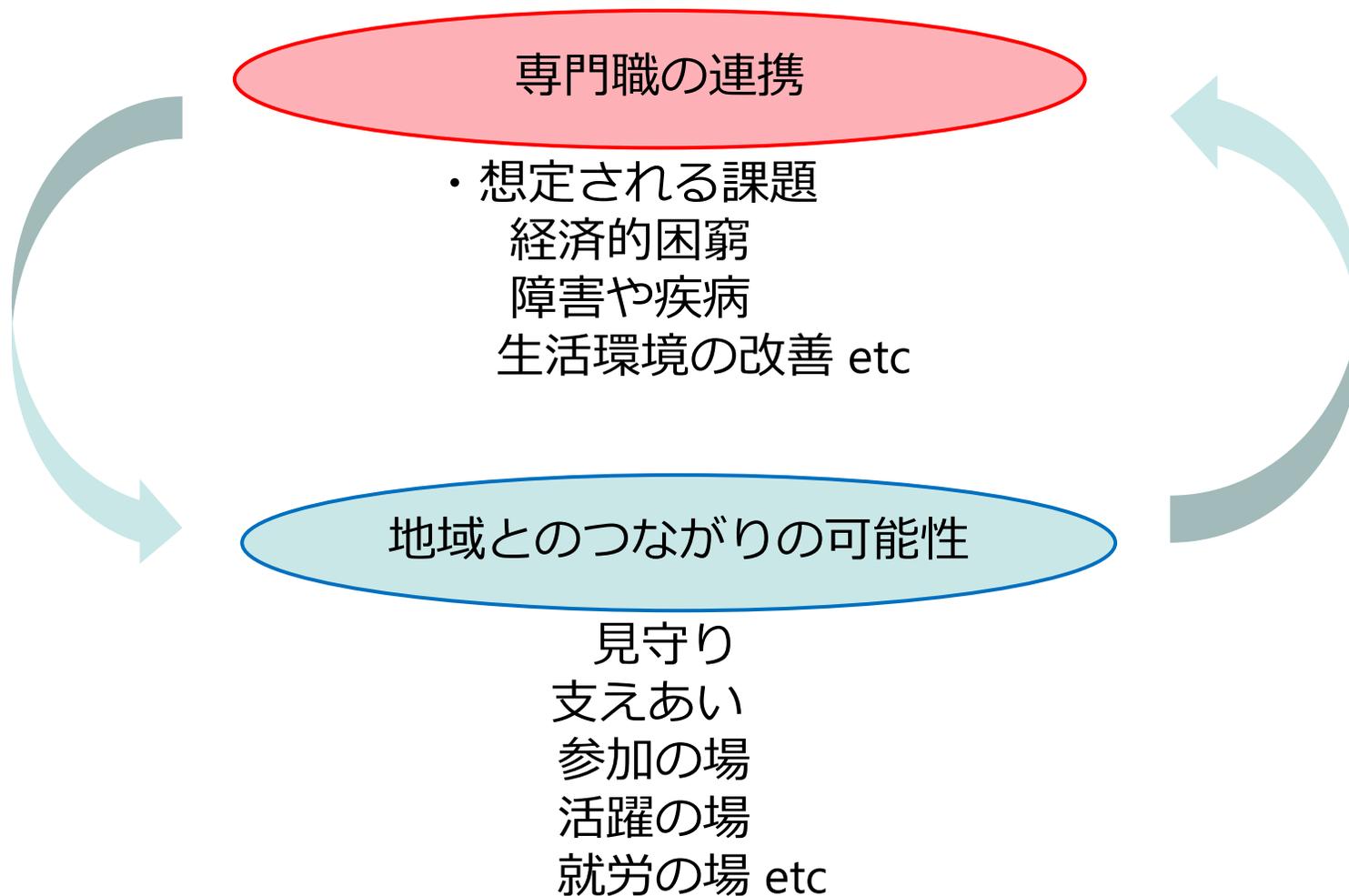
専門職の介入

- ・妻死亡後から、だんだん不衛生になってきた
- ・近所の人からゴミ出しの注意をされてから、さらに関係性が悪化
- ・娘は小学生の頃から不登校だった
- ・夫は元大工だった
- ・パチンコに入り浸りで、金銭管理に危うさがあるようだ

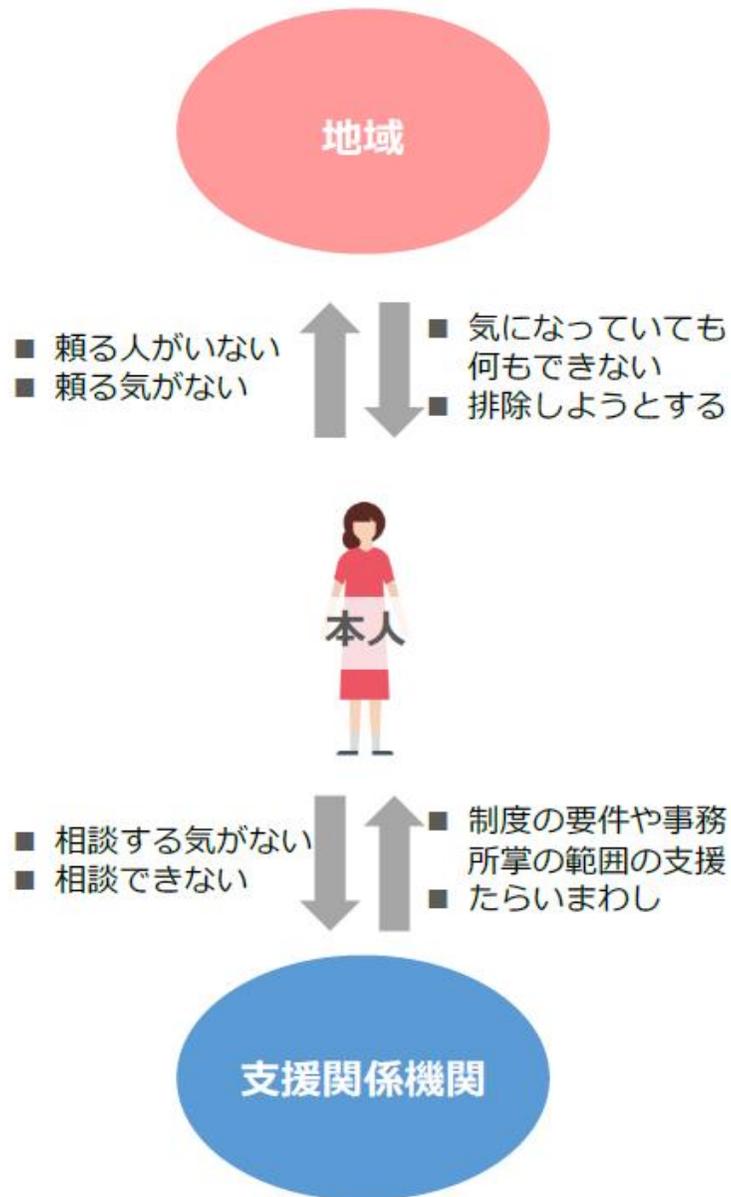
訪問するも、本人は「困っていない」の一点張りで支援を拒否

～包括的支援体制がないと～

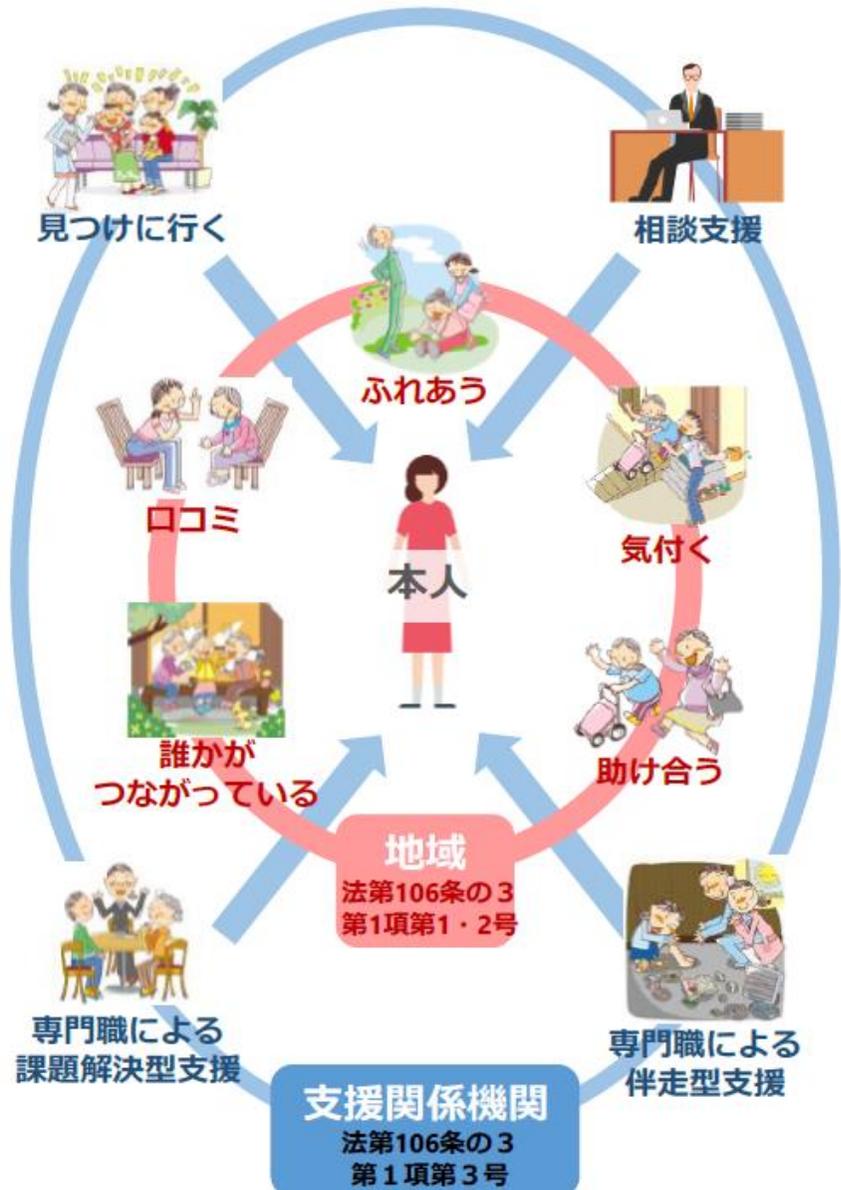
- ・誰が主になって動くのか
- ・支援が行き詰ったとき、どうするのか
- ・多分野に渡る連携・協力が得られにくい



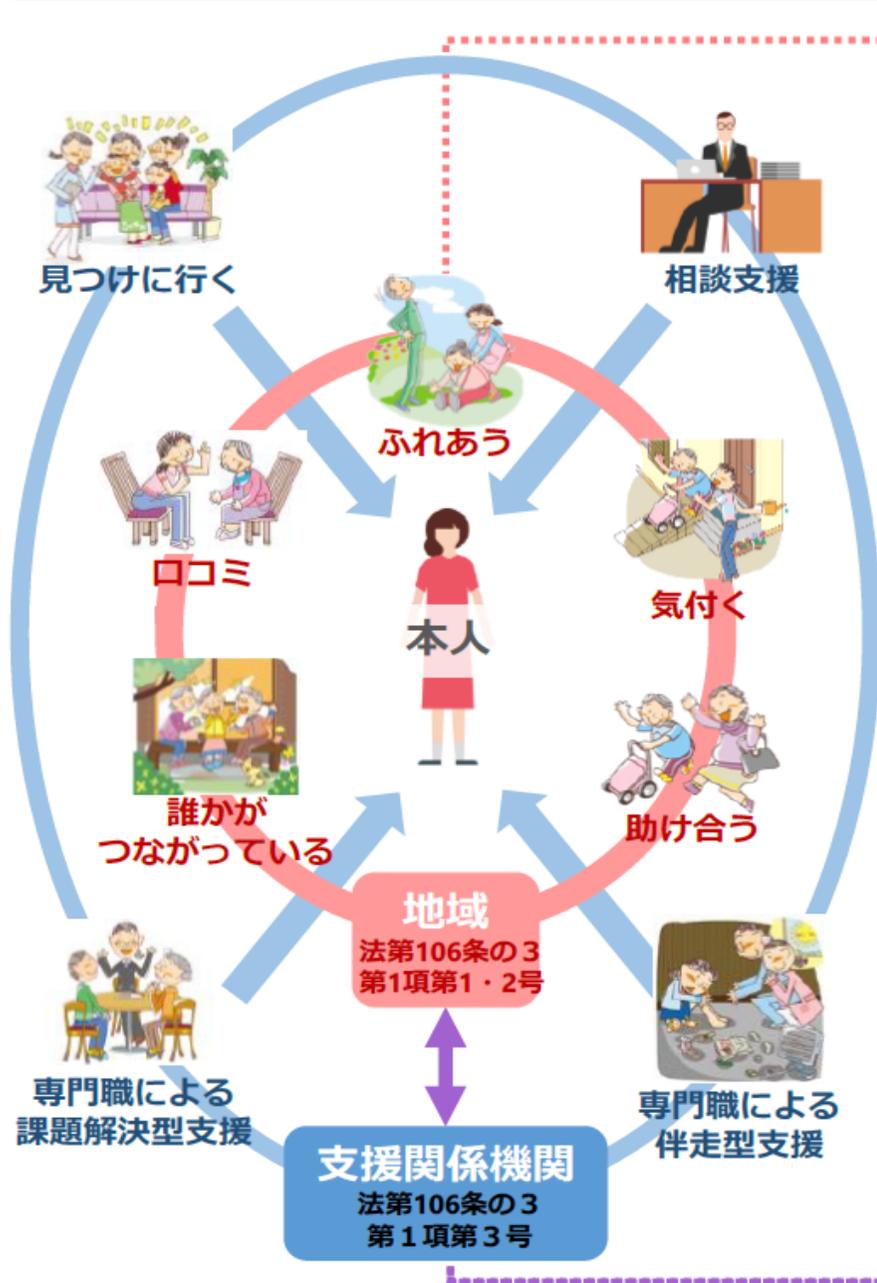
これまでの支援体制



これからの支援体制 = 包括的支援体制



これからの支援体制 = 包括的支援体制



生活を下支えする地域ができている

- 住民同士がつながる多様な機会が地域の中にある
- 上記の場に参加することが難しい住民をフォローする体制がある

ケースを見つけに行くことができている

- 相談窓口で待つだけでなく、ケースを把握しに行く取組を行っている
- 地域で把握された情報・ケースをつないでもらうルートができている

ケースを受け止めることができている

- 所掌する制度やサービスの適用可否に関わらず、どんな相談も受け止めている
- 表面的な訴えだけでなく、対象世帯の生活課題全体を把握する対応が必要に応じて行われている

インフォーマルとフォーマルが協働している

- 地域の関係者にも関わってもらった上で、“孤立の解消”も視野に入れた支援が行われている
- 支援関係機関においては、必要に応じて福祉以外の部門との調整、外部の関係機関との調整が行われている

必要に応じて伴走支援が行われている

- 課題を緩和しながら長期に関わる場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに、伴走支援が行われている

不足する社会資源を開発する仕組みがある

包括的な支援体制の整備に向けて

- 「“我がまち”でどのような包括的な体制を整備していくか」を検討する際には、我がまちで何ができているか、どんな社会資源があるのかを踏まえて、関係者間で議論を積み重ねる過程が重要
 - これまでも包括的な支援体制の整備に向けた取組は、様々な主体で、様々な形態で行われてきた
- ➔ 全く新たな取組を別々に行うのではなく、
- ① いま「やっていること」、「できていること」を持ちより
 - ② それらを、広げたり、重ねたり、かけ合わせたりして、できることをみんなで考えていく

(3) 重層的支援体制整備事業



重層的支援体制整備事業

1 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
⇒ これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応ができなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」ことを目的とする。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

| | | | |
|----|---------------|-----|----------|
| 介護 | 地域包括支援センターの運営 | 子ども | 利用者支援事業 |
| 障害 | 障害者相談支援事業 | 困窮 | 自立相談支援事業 |

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

| | | | |
|----|----------------------|-----|---------------------|
| 介護 | 一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業 | 子ども | 地域子育て支援拠点事業 |
| 障害 | 地域活動支援センター事業 | 困窮 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 |

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

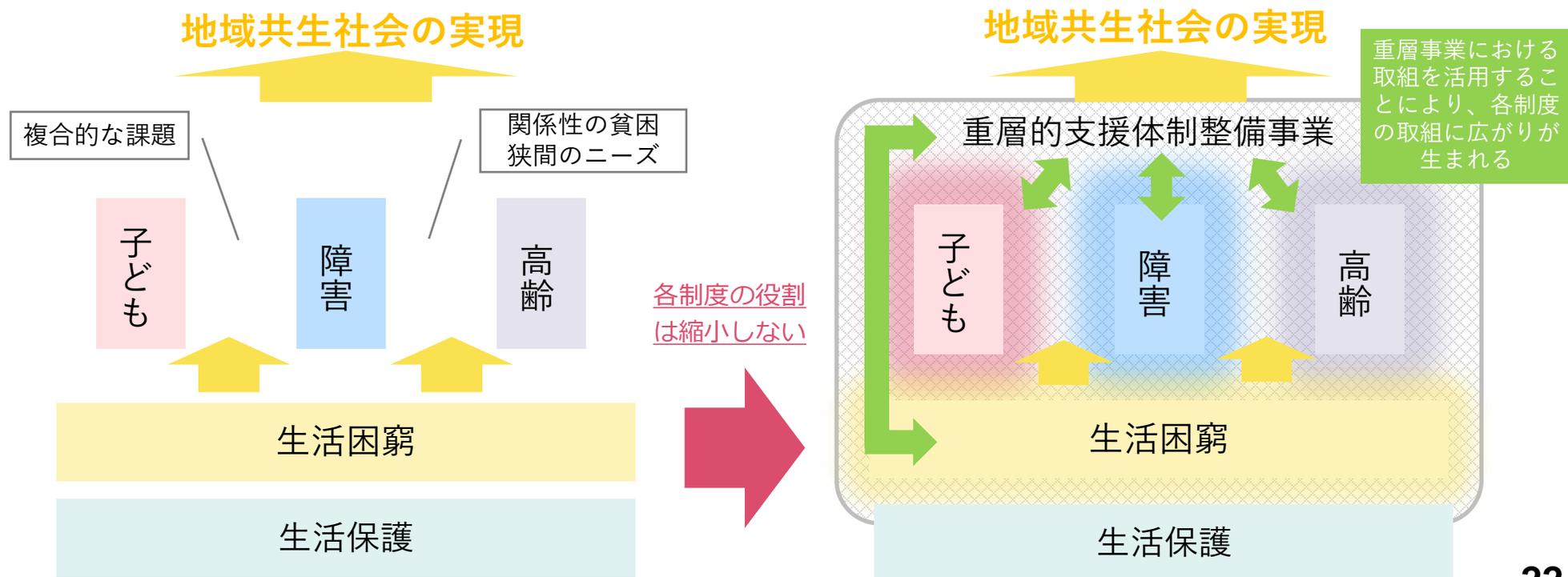
- ・ 多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

- ・ 令和3年度：42
- ・ 令和4年度：134
- ・ 令和5年度：189
- ・ 令和6年度：346
- ・ 令和7年度：473（予定）

重層的支援体制整備事業の意義

- 地域住民を含めすべての関係者との協働により「包括的な支援体制」を整備できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない。包括的な「相談支援」体制ではない。
 - すべての住民を対象に
 - すべての関係者とともにつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援・地域づくりの機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生社会の理念を共有し、関係機関が連携し市町村全体の包括的な支援体制の整備に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

重層事業に向けて必要なプロセス

(1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

(2) 「重層的な」取組を行うことの合意

(3) 事業のデザイン

・先進事例を単純に取り入れるのではなく、庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか。

・「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせるとどのような取組が可能か。



うちの相談窓口の課題はどのようなものがあるのかな？

福祉部門の連携はある程度できているようだけど、地域とのネットワークがないから、支援が行き詰まるというような意見があるようだ。

地域となると、たとえばNPO関連のとりまとめをしているような部署や団体さんに声をかけて意見交換をしてもいいね。

(4) 今後の方向性



地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

| | | | |
|--------|--|------------|--|
| 朝比奈 ミカ | 市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長 | 上山 泰 | 新潟大学法学部法学科教授 |
| 尼野 千絵 | 特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター | 菊池 馨実 | 早稲田大学理事・法学学術院教授 |
| 石田 路子 | 特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長 | 栗田 将行 | 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長 |
| 伊藤 徳馬 | 茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐 | 田中 明美 | 生駒市特命監 |
| 奥田 知志 | 特定非営利活動法人抱樸 理事長 | 中野 篤子 | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事 |
| 勝部 麗子 | 社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長 | 永田 祐 | 同志社大学社会学部社会福祉学科教授 |
| 加藤 恵 | 社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長 | 原田 正樹 | 日本福祉大学学長 |
| 鍋木 奈津子 | 上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授 | 松田 妙子 | NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表 |
| | | (座長) 宮本 太郎 | 中央大学法学部教授 |

④開催状況・今後のスケジュール

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、3月27日：第9回、5月20日：第10回（中間取りまとめ（案））、5月28日：中間とりまとめ公表
（以降、関係審議会で議論）

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
 - ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

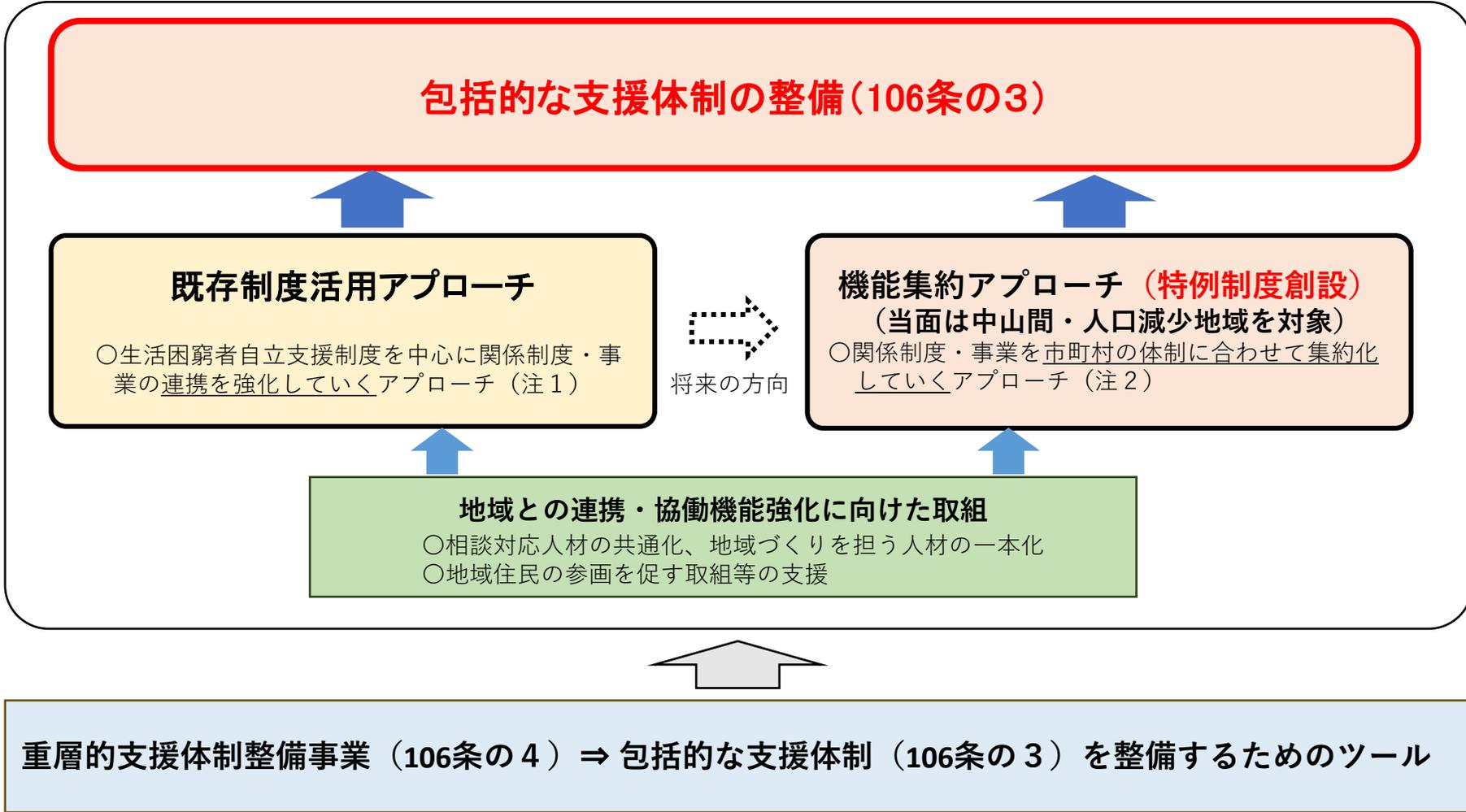
3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

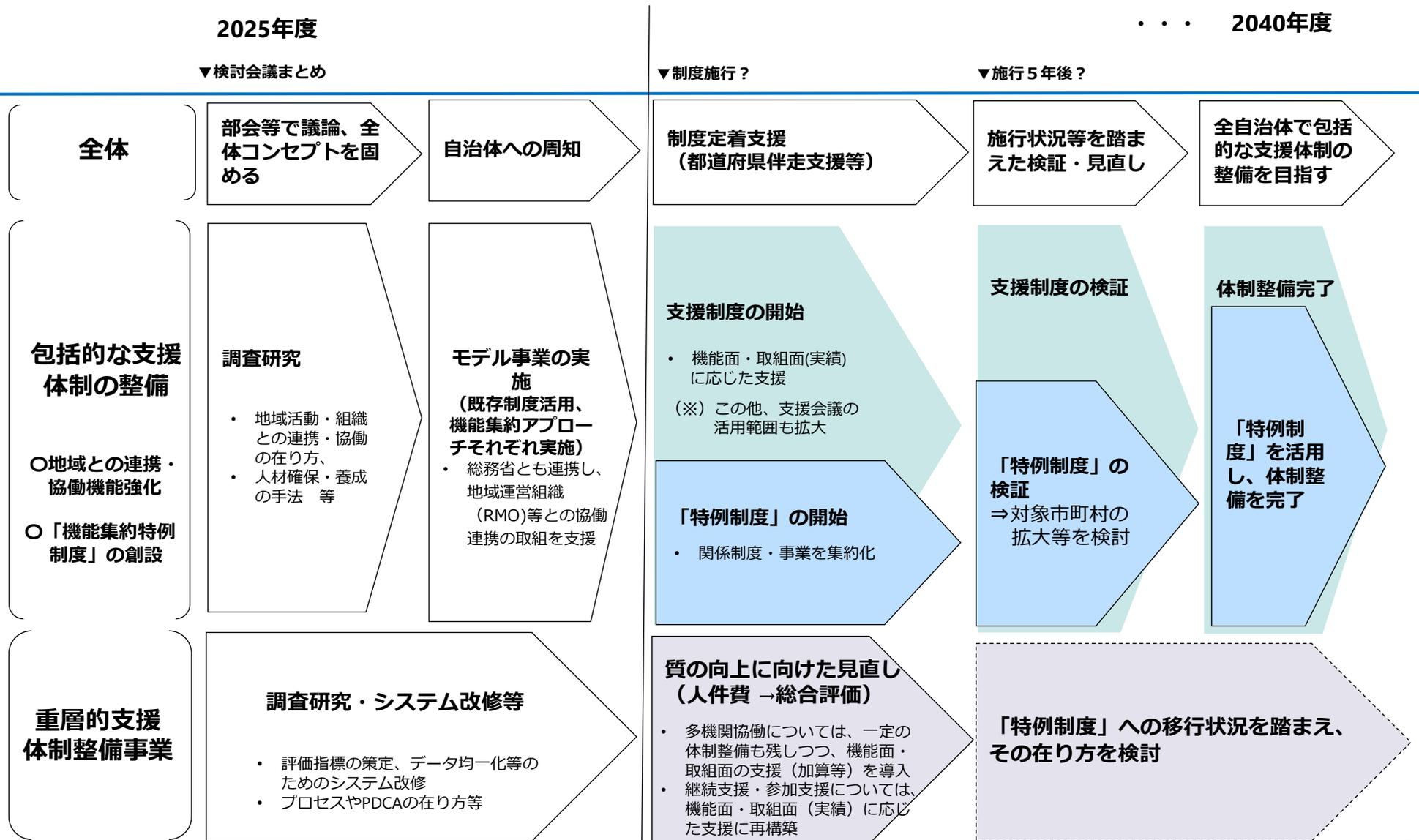
- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

2040年に向けた地域共生社会の更なる展開(イメージ)



(注1) 高齢・子ども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業などを活用しつつ、生活困窮を中心に、連携を強化。(地域の実情に応じて、地域包括ケアなどを中心に据えることも可能)
(注2) 高齢・子ども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業の配置基準を見直し、集約化(詳細な制度設計は今後調整)

2040年に向けた工程（ロードマップ）



3 ③ グループワーク (わがまちの包括的な支援体制)

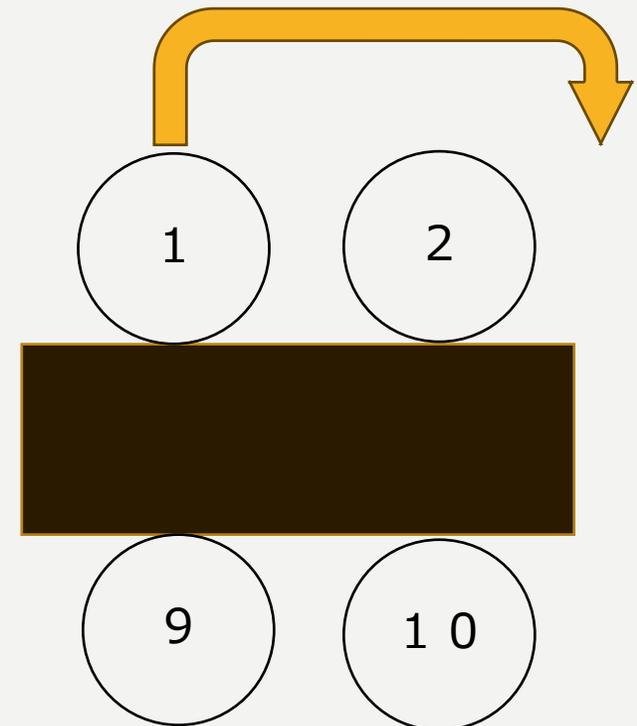
- 1・席の前後4名で、1グループとなって話し合います。
まずはグループで自己紹介を8分程度でお願いします。
順番は、名簿番号の早い方から時計回りでお願いします！！

①お名前

②お住まいの市町村名

③お住まいの市町村の良いところ、
強み等紹介

④発表者を決める



③ グループワーク (わがまちの支援)

2・お住まいの市町村の良いところ、強みを深掘りしましょう。(答えられそうな番号だけでも可) 5分程度 1人1分程度

① 高齢者施策の強み

② 障がい者施策の強み

③ こども・女性施策の強み

④ 経済的な問題対策の強み

⑤ 住環境施策の強み

⑥ 防災対応の強み

⑦ 教育環境の強み

⑧ 町づくり施策の強み

⑨ 地域との繋がり強みの強み

⑩ 人材確保の強み

⑪ その他

③ グループワーク (わがまちの支援)

3・強みはたくさん話題がありますが、ではお住まいの市町村の弱み、課題はなんでしょう？

そこでお住まいの市町村がどのようなまちになれば、「誰一人取り残されない社会になれるのか」グループの中で互いに話し合ってみましょう。

1 グループ 5分程度

③グループワーク (わがまちの支援)

- 4・明日から自分ができること1つをグループのメンバーに伝えてみましょう。本日の感想や考えたことなどでも可。
1グループ5分程度

③ グループワーク (わがまちの支援)

5・発表

グループで話し合った内容について、発表してください。

1 グループ 2分程度

- ① わがまちの強み、弱み
- ② どうすれば「誰一人取り残されないか」
- ③ そのために、明日から自分ができること